

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費に関する事務）	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康部健康づくり課保健事業係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者の医療に関する事務を行うために利用する	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号、11受給者番号、12受診券整理番号、13支援措置・申入・戸籍届出状況、14職業・職歴、15家庭状況、16生活状況、17課税、納税状況、18後期高齢者医療保険料、19後期高齢者医療保険料収納状況、20差押・執行停止の状況、21健康状態、22傷病名・傷病歴、23障害の有無・程度、24検査の結果、25人柄・性格、26健診の受診日、27健診の結果、28治療の有無・内容、29介護保険の給付内容、30要介護状態区分	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者（1～30）	
記録情報の収集方法	本人からの提供（1～9、14～16、21～25）、朝霞市課税課から収集（1～2、5、14～20）、朝霞市収納課から収集（1～8、10、14～20）、朝霞市総合窓口課から収集（1～10、13、15）、朝霞市生活援護課から収集（1～2、5）、朝霞市障害福祉課から収集（1～2、5、23）、朝霞市国保年金課から収集（1～2、5、15～16、18～19）、朝霞市介護保険課から収集（1～2、5、10、17、29、30）、朝霞市地域共生社会課から収集（1～2、5、10、17）、埼玉県国民健康保険団体連合会（11、12、21～28）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	諸官庁等の公共機関 （1～8、14～17、20）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法定事務 ・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	